

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市税務事務システム等機種更新業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

### 3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

現在稼働中のシステム機器については、令和7年12月末に保守期限の満了を迎える予定であり、令和8年1月以降のシステム稼働に当たっては、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、システム機器の入れ替えとそれに伴うシステム移行が必要不可欠な状況であることから、本業務を確実に実施することによって、税システム各機能を安全かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

### 5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-8747）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 税務事務システム・電子申告システム運用保守業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

### 3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を提供している。

また、平成27年1月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取り組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

税システムは再構築以降も毎年の税制改正に伴って様々なシステム改修等を実施しているところであるが、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のためには、単にプログラム改修を実施するのではなく、セキュリティ対策及び障害対応等の運用保守対応を確実に実施し、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供及び維持管理しなければならない。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

## 5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7778）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 税務事務システム・電子申告システム改修業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

### 3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件は、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、税制改正等に対応するためのシステム改修等を実施することによって、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）に

つき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7778）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 税務事務システム・電子申告システム改修業務委託（その2）

### 2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

### 3 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成9年11月より稼働し、2回の機種更新を経て平成27年1月に再構築、令和2年1月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成27年1月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「IT改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取組みとして業務・システム最適化等を方針と基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件は、適正・公平な税務行政の実現という基本理念の達成のため、税制改正等に対応するためのシステム改修等を実施することによって、税システム各機能を安定的かつ円滑に提供することを目的としている。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）に

つき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7778）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度なんば市税事務所清掃業務委託

2 契約の相手方

日本管財株式会社 大阪オフィス

3 随意契約理由

なんば市税事務所が入居するO C A T（大阪シティエアターミナルビル）については、ビル清掃・ごみ処理規則第3条2により管理会社の指定する日本管財株式会社 大阪オフィスへ委託するよう定められているため、上記相手方と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G2：法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務）

5 担当部署

税務部管理課（管理グループ） （電話：06-6208-7793）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度弁天町市税事務所清掃業務委託

2 契約の相手方

株式会社ビケンテクノ

3 随意契約理由

弁天町市税事務所が入居する大阪ベイタワーの清掃業務については、「大阪ベイタワー管理規則」第17条により管理会社の指定する清掃業者（株式会社ビケンテクノ）へ委託するよう定められているため、上記相手方と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G2：法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務）

5 担当部署

税務部管理課（管理グループ） （電話：06-6208-7793）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度給与支払報告書定額減税不足額給付用パンチデータ作成処理業務委託（概算契約）

### 2 契約相手方

TOPPANエッジ株式会社

### 3 理由

令和7年夏（予定）の定額減税に係る不足額給付の実施にあたり（令和6年11月22日閣議決定参照）、令和7年度給与支払報告書の摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額」及び「控除外額」の2項目（以下、「追加項目」という。）が追加・記載されることから、本市において追加項目の点検作業・補記及びパンチデータの作成業務（以下、「パンチ作業等」という。）が必要となる。

現在、上記業者と令和5年6月15日付「個人市民税及び固定資産税（償却資産）課税資料入力等業務 長期継続（概算契約）」（以下、「既契約」という。）を締結しており、個人市・府民税の賦課に係る給与支払報告書のパンチ作業等に係る業務委託を行っているが、追加項目は、個人市・府民税の賦課に係るものではなく、給付事務に必要な項目となり、既契約の仕様の範囲外と解される。

そのため、追加項目のパンチ作業等は、別途、業務委託契約を締結する必要があるが、（1）追加項目は、給与支払報告書内の摘要欄に追記されるものであり、既契約においても給与支払報告書の概要欄にある既項目をパンチ作業等の業務があるため、業務内容が重複する。

（2）既契約において、紙で提出された給与支払報告書（約65万件）について、点検作業・補記を行った上で、カラー高解像度のスキャンを行い、そのデータを基に記載項目のパンチデータの作成を行っている。スキャンされた給与支払報告書の原本は、分冊ごとに編綴を行っている。そのため、追加項目のパンチ作業等を別業者に業務委託する場合は、追加項目の追記が予想される給与支払報告書（約30万件を想定）を編綴済の原本から抽出、スキャン及び再編綴作業を行う期間が別途必要となるが、上記業者であればパンチ作業等のみで、期間の短縮に加え業務を円滑に実施できる（別紙参照）。

上記（1）（2）により、既契約にて実施中の上記業者にパンチ作業等を実施させる場合には、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められることから、上記業者と随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（G28：他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合は期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務）

#### 5 担当部署

財政局税務部課税課個人市民税担当 電話：06-6208-7751